

令和6年10月22日付け県公報第563号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間及び作業地域を変更したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年12月27日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関  
静岡県
- 2 作業の種類  
公共測量（数値撮影 デジタル 地図情報レベル10000）
- 3 作業期間  
変更前 令和6年10月13日から令和7年2月12日まで  
変更後 令和6年10月13日から令和7年3月3日まで
- 4 作業地域  
変更前 静岡県海岸域  
変更後 静岡県海岸域、麻機遊水地